

事例番号:340271

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 37 週 0 日 胎児心拍数陣痛図で、胎児心拍数基線は正常脈、一過性頻脈、基線細変動中等度を認める

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 6 日

11:35 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

11:55 胎児心拍数陣痛図でサイクリカル^oに類似した波形、軽度変動一過性徐脈あるいは軽度遅発一過性徐脈を認める

17:00 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少、サイクリカル^o、一過性頻脈の消失を認める

妊娠 39 週 0 日

8:48 胎児機能不全のため帝王切開により児娩出

分娩後 1 日 血液検査で AFP 2983ng/mL、胎児ヘモグロビン 0.7%

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 0 日

(2) 出生時体重:2900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.17、BE -14.3mmol/L

(4) アpgarスコア:生後 1 分 6 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死、重症貧血、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見：

生後 25 日 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名

看護スタッフ：助産師 3 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児の重症貧血とそれに伴う循環障害により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児の重症貧血の原因は、胎児母体間輸血症候群の可能性が高いと考える。

(3) 胎児母体間輸血症候群の原因は不明であると考える。

(4) 胎児母体間輸血症候群の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠 37 週 0 日外来受診以降、妊娠 38 週 6 日の入院までの間に生じた可能性が高いと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 38 週 6 日の妊産婦からの 1 回目の電話連絡への対応（陣痛周期を確認し自宅待機としたこと）、および妊娠 38 週 6 日の 2 回目の電話連絡への対応（陣痛周期の短縮と陣痛発作の増強を確認し来院を指示したこと）は、いずれも一般的である。

(2) 入院時の対応（バイタルサインの確認、内診、分娩監視装置装着、B 群溶血性連鎖球菌陽性のため抗菌薬投与）は一般的である。

- (3) 妊娠 38 週 6 日の入院時に分娩監視装置を装着したことは一般的であるが、胎児心拍数陣痛図で胎児貧血を示唆する所見(サイツィタルム・ターンに類似した波形、軽度変動一過性徐脈あるいは軽度遅発一過性徐脈)を認めている状態で、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると 12 時 51 分に分娩監視装置によるモニタリングを終了し経過観察したことは一般的ではない。
- (4) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると妊娠 38 週 6 日 17 時に開始した胎児心拍数陣痛図で、胎児貧血を示唆する所見(基線細変動の減少、サイツィタルム・ターン、一過性頻脈の消失)を認めている状態で、異常波形と判読せずに分娩監視装置によるモニタリングを終了したこと、および急速遂娩せずに経過観察したことは、いずれも一般的ではない。
- (5) 帝王切開決定から 1 時間 23 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (8) 新生児の血液検査で高度貧血を認めたため、胎児母体間輸血症候群を疑い妊産婦の血液検査(AFP、胎児ヘモグロビン)を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的であるが、舌おさえによる気道確保は一般的ではない。
- (2) 新生児仮死のため高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読とその対応については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して習熟し実施することが望まれる。
- (2) 新生児蘇生については、分娩に立ち会うすべてのスタッフが「日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に基づく新生児蘇生法テキスト」に則した適切な処置が実施できるよう習熟することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児母体間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。